

深夜業務従事者健康診断推進助成交付要綱

令和5年5月16日制定
公益社団法人大分県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）
会員事業者において、乗務員にかかる深夜健康診断を促進し、健康起因事故の未然
防止を図ることを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成対象事業は、当該年度4月1日から翌年2月末日までの受診分とし、会
員事業者が深夜業務に従事する乗務員に対して受診させた健康診断（以下「深夜健康
診断」という。）とする。

2 助成対象となる申請事業者は、県ト協の所定義務を満たしていることとする。

（助成の交付額）

第3条 深夜健康診断の助成対象人員は、当該年度の大分県トラック協会会員名簿に
よる登録台数（被けん引車を除く。）までとする。助成額は、1回目の健康診断助成
を除き2回目の健康診断助成として1人1回、1,000円を限度とし、受診料が限
度額を下回る場合は、その実費を助成する。

（交付申請）

第4条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、その期間
中に清算した分をとりまとめて、翌月の末日（2月分は2月末日）までに、様式
「深夜業務従事者健康診断推進助成」に受診者名簿、請求書（写）及び請求明細書
（写）、領収書（写）を添えて県ト協に提出しなければならない。但し、受付期間
中において当該年度の予算に達した場合は、受付を終了することもある。

（助成金の交付）

第5条 県ト協は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正で
あると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 提出された書類の記述内容に誤りが認められる場合は、その事実を確認した上で、助成金の返還を求めることがある。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、労働委員会で協議することとする。

(付則)

この要綱は令和5年5月16日から適用する。

令和7年5月30日一部改正。